

■ 委員会の審査状況 ■

〈常任委員会〉

総務警察、産業経済、総合政策建設、文教観光及び環境厚生の各常任委員会は、会期日程に従い、それぞれの委員会室において、6月30日及び7月1日の2日間にわたり、所管に係る議案等について審査及び調査を行った。

総務警察委員会

（委員長報告 令和8年7月8日本会議）

総務警察委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案第64号など議案6件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、専決処分報告4件につきましても、いずれも全会一致で報告のとおり承認すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第64号「令和8年度鹿児島県一般会計補正予算（第1号）」のうち歳入予算に関し、重点支援地方交付金の活用状況や執行残の取扱いについて質疑があり、「令和7年度国補正予算で措置された重点支援地方交付金については、本県の交付限度額として約200億円が示されており、令和7年度補正予算で約61億円、令和8年度当初予算で約136億円を活用しているところである。今回の補正予算では、交付限度額の残額に加え、今後見込まれる執行残を活用し、約21億円を計上したところである」「重点支援地方交付金を活用した事業は件数や事業規模が大きく、これまでの実績から一定の執行残が生じる傾向にあることから、令和8年度当初予算に計上した事業について、おおむね15%程度の執行残を見込んでいるところである」「交付金を活用する際は、あらかじめ国へ実施計画を提出する必要がある、執行残が生じた場合には、実施計画の範囲内で既存事業の事業量の調整等に活用しているところである」との答弁がありました。

また、委員から執行残の活用実績について質疑があり、「重点支援地方交付金については、県有施設の光熱水費にも活用しており、令和6年度における充当実績は約2億3,000万円である」との答弁がありました。

委員からは、「執行残を見込んだ運用については理解するが、交付金の活用状況や執行残の処理については議会から見えにくい部分もあるため、これらについて分かりやすく示していただきたい」との意見・要望がありました。

〔請願・陳情〕

次に、陳情につきましては、新規付託分の5件については、いずれも不採択とすべきものと決定し、継続審査分の陳情1件について、継続審査すべきものと決定いたしました。

乾式貯蔵施設の設置に関する陳情が4件あり、このうち、陳情第1039号第1項については、九州電力から県に提出された乾式貯蔵施設の事前協議に関して、六ヶ所再処理工場の高レベル放射性廃液のガラス固化が完了するまで、県議会として知事に了承しないことを求める新規の陳情であります。

これについては、「現在、乾式貯蔵施設は原子力規制委員会で審査中であり、審査結果や県原子力専門委員会の意見を踏まえて判断されるとの説明があったが、引き続き状況を注視する必要があることから継続審査」との意見、「六ヶ所再処理工場のガラス固化技術に強い懸念があるため採択」との意見、「原子力規制委員会の審査の状況等を注視する必要があると考えるが、事前協議への回答は知事の権限と責任で行うべきであるため不採択」との意見があり、取り扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定しました。

乾式貯蔵施設の設置に関するこのほかの陳情3件についても、採決の結果、同様に全て不採択と決定しました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

警察本部関係の「自転車等に係る交通反則通告制度」について論議が交わされました。

4月1日から施行された自転車の青切符制度について、何件適用したのかとの質問があり、「昨日（6月30日）時点で、青切符による取り締まりは3件あった」との答弁がありました。

また、青切符の対象となる違反行為について質問があり、「基本的には指導・警告を行うが、交通事故の原因となるおそれがある場合や、歩行者や他の車両に対する危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反については、検挙の対象となる」との答弁がありました。

委員からは、「制度の整備はなされたものの、理解が難しい部分もあることから、中学校や高校において交通ルールに関する指導の機会を十分に確保するよう努めていただきたい」との要望がありました。

次に、一般調査について申しあげます。

男女共同参画局関係の「第12次鹿児島県交通安全計画（案）」について、国の第12次交通安全基本計画の決定を踏まえて策定するものであるが、追加項目があるのかとの質問があり、「3月に決定された国の計画変更に基づき、新たな取組事項として、外国人の交通安全対策や小型モビリティの交通安全対策の推進などを加えた内容となっている」との答弁がありました。

委員からは、「鹿児島県にはシートベルト着用率が低いことや、横断歩道手前で停止しない車両が見られることなどの地域特性があることから、こうした課題への対策についても十分努めてほしい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「地方公共団体は、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、人口減少対策、地方創生の推進、こども・子育て政策の強化、頻発する自然災害への対応など、様々な政策課題に直面しており、増大する行政需要に対応し、国と一体となって物価高を乗り越え、人口減少対策などの課題に取り組むためには、より積極的な財源確保が不可欠であることから、『地方財政の充実・強化を求める意見書』を委員会として提出してはどうか」との提案があり、全会一致で、委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

産業経済委員会

（委員長報告 令和8年7月8日本会議）

産業経済委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

〔議案〕

当委員会に付託されました議案第64号など議案2件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第 64 号「令和 8 年度鹿児島県一般会計補正予算（第 1 号）」に関して、食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業及びものづくり中核企業生産革新支援事業の応募状況について質疑があり、「食品関連製造業生産工程自動化・省力化等支援事業については、予算額 5 億円に対し、136 件、約 7 億 8,000 万円を超える申込があり、ものづくり中核企業生産革新支援事業については、予算額 9 億円に対し、5 月末時点で 91 件、18 億円を超える申込があったことから、これらに対応するための補正予算を追加で計上したところである」との答弁がありました。

農政部関係では、種子生産新規参入促進支援事業の背景及び事業内容について質疑があり、「水稻等の種子生産を行う担い手が減少している現状があり、食料安全保障の観点の 1 つとして、主要作物の種子生産を持続的に行う必要があることから、令和 8 年度に国が新規で措置した支援策を活用して、補正予算で計上したところである。新規で種子生産の取組をされる農業者に対して 10 アールあたり 2 万円の定額補助を行う事業で、水稻の種子を生産する 1 団体から要望があったところである」との答弁がありました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

「原油・資材価格高騰の影響と県の対応」について、論議が交わされました。商工労働水産部関係では、価格転嫁サポーター制度の周知について質問があり、「金融機関の職員が価格転嫁サポーターとして活動し、周知を行っている。また、よろず支援拠点等の協力機関での周知、県のホームページやセミナー等の開催により周知を図っていききたい」との答弁がありました。

委員からは、「金融機関の職員が活動し相談も受けているが、一方で、厳しい環境にありつつも、金融機関との接触が少ない事業者の方々もいることから、周知の在り方についてはさらに工夫をしてほしい」との要望がありました。

農政部関係では、資材の価格高騰に対する支援について質問があり、「昨年度に農業者が購入した農業用ビニール資材を対象に、価格高騰の一部の支援を上限 3 万円の範囲で実施したところである」との答弁がありました。

委員からは、「今回の価格高騰は異常であり危機感を持っている。このような状況が続くと、小さな農家は農業を続けていくことができなくなると思うので、小さな農家を救う気持ちで支援をお願いしたい」との要望がありました。

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

商工労働水産部関係では、鹿児島湾及び八代海で発生した赤潮の状況と対応等について質問があり、「鹿児島湾の赤潮については終息したものの、約 1 億 3,000 万円の被害が出ており、現在、養殖共済で対応可能か調査中である。八代海の赤潮については、現時点で 30 万尾を超える大きな被害が出ており、現在、養殖共済で補償を行うよう現地調査を行っている。その他の埋設処理等については、今後、町とも話をしながら対応について検討してまいりたい。また、赤潮対策については、赤潮情報共有ネットワーク構築事業などを活用して、発生の早期感知と情報共有を行い、被害の軽減に努めていきたい」との答弁がありました。

委員からは、「被害を最小に食い止める手立てを試験研究も含めてぜひ考えてほしい」との要望がありました。

農政部関係では、牛肉の不適正表示事案について、経緯及び今後の再発防止策について質問があり、「4 月 21 日に国と鹿児島県で合同調査を実施し、改善状況を確認した。今後の再発防止策については、今回の違反の根本には法令の認識不足とコンプライアンス意識の欠如があると認識しているので、国と連携し、立入検査等で改善状況を継続的に監視していきたいと考えている。また、食品表示制度の普及啓発を強化するため、各地域振興局・支庁と連携し、実態調査という形で県内の食肉事業者に対して食品表示制度を理解してもらうための説明を丁寧に行い、広報誌やホームページ、新聞等での情報発信、各食品関連事業者が集まる様々な会議や研修会等の機会を捉えて講師として出向くなど、効果的な普及啓発を行って

いきたい」との答弁がありました。

委員からは、「処分は国で判断することではあるが、県としても事業者に対し、適切に指導していただきたい」との要望がありました。

総合政策建設委員会

(委員長報告 令和8年7月8日本会議)

総合政策建設委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第64号など議案6件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第64号「令和8年度鹿児島県一般会計補正予算（第1号）」に関し、予算計上に至った背景等について質疑があり、「令和7年8月の大雨により被災した始良市が管理する中田橋の災害復旧事業を同市から受託し、県が実施する網掛川の河川災害関連事業と併せて一体的に実施するための必要な経費を計上したものである」との答弁がありました。

委員からは、「効果的・効率的な事業推進に寄与するものと評価しているので、しっかり進めていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第74号「契約の締結について議決を求める件」に関し、北薩トンネル復旧工事の今後の見通し等について質疑があり、「水抜き工事の完了により、トンネル本体の被災箇所における湧水がほぼ解消したことから、北薩トンネル技術検討委員会の意見を踏まえ、本体復旧工事に着手することとしている。今後の見通しについて、まずは、トンネル内に堆積している土砂等の撤去を行い、不可視部分の被災状況等を把握してまいりたい」との答弁がありました。

【県政一般】

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

土木部関係で、防災対策について論議が交わされました。

委員から「今後は宅地の防災も意識する必要があるのではないか」との質問があり、「毎年5月を宅地防災月間とし、市町村と連携して、宅地所有者に対し、宅地災害を未然に防止するための点検等を促している」との答弁がありました。

委員からは、「地域の自主防災組織や町内会ともっと連携し、自助・共助の取組を促していただきたい」との要望がありました。

次に、一般調査について申し上げます。

総合政策部関係では、離島航路の重要性や課題等について質問があり、「離島航路は、県民生活や経済活動の基盤として大変重要なものと認識している。人員不足や船舶の老朽化に伴う機関故障による減便・運休が生じており、また、船価の上昇等により船舶更新が困難となってきたことなどから、離島航路の安定的な運航が損なわれることが懸念されている。県としては、引き続き、事業者が実施する人材確保の取組を支援するとともに、国に対し、国庫補助要件の撤廃や支援の充実などを要望していく」との答弁がありました。

また、買物弱者対策に関し、情報発信や先進事例を横展開する取組について質問があり、「買物支援サービスを掲載したリーフレット等は、昨年度、情報を更新し配布しており、今後も適宜更新に取り組んでいく。先進事例の横展開については、市町村や事業者が参加する各地域振興局等で開催される会議において、事例の共有や横展開を行っている」との答弁がありました。

委員からは、「ホームページ等に掲載している支援策について、新たな情報を追加するなど、適宜、情報更新していただきたい。また、関係各課が連携して、総合的に本県の地域経済の活性化につながるよう、しっかり対応していただきたい」との意見がありました。

土木部関係では、土木部発注工事における中東情勢の影響について、執行部から国や県の対応等について説明があり、国直轄工事におけるナフサを由来とする建設資材の新たな設計変更の運用について、本県においても7月1日から導入する旨の報告がありました。

委員からは、「情報収集に努め、必要な対策を講じることが重要である。引き続き、国に要望しながら、県ができる対策を行っていただきたい」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「離島航路は、住民の日常生活の維持に必要不可欠であるとともに、産業活動を支え、産業振興に大きく寄与してきているが、もともと経営基盤が脆弱な上に、近年の島民人口の減少、諸経費の高騰等により、その経営環境は極めて厳しく、航路の維持・存続が困難な状況にある。また、離島航路の多くの船舶は、老朽化が進んでいるが、国庫補助航路以外の船舶更新は、事業者が単独で行い、公的支援は行われなないことに加え、資材費や人件費上昇等に伴い、船価が高騰しているため、経営状況が厳しい事業者は、更新が進んでいない。このような状況の中、「フェリー屋久島2」及び「フェリーあまみ」の機関故障が相次ぎ、安定的な航行ができず、島民生活等の暮らしや、観光・ビジネス等の産業活動に支障が生じていることから、官民ともに、船舶の老朽化に対応することは、喫緊の課題となっている。離島航路の維持・確保を持続可能にするためには、国による全面的な財政支援及び抜本的な制度見直しが必要不可欠であることから、持続可能な離島航路の維持・確保に関する意見書を国に提出してはどうか」との提案があり、全会一致で委員会として意見書を発議することを決定いたしました。

文教観光委員会

（委員長報告 令和8年7月8日本会議）

文教観光委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第69号など議案2件につきましては、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

議案第69号「鹿児島県歴史・美術センター黎明館協議会条例制定の件」に関し、令和7年に黎明館の博物館登録がなされた経緯と博物館登録をすることの意義等について質疑があり、「博物館法が令和4年4月に約70年ぶりに改正され、これまで「博物館相当施設」だったものを令和7年3月に正式に博物館登録したところであり、令和8年3月に「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が改定されたことから、今回、基本的運営方針の策定に多様な関係者の意見を反映させるための協議会を設置する条例を提案した。また、登録博物館となることで、美術品の補償制度や著作権法の特例措置、文化庁の支援措置の優先的取扱いなどのメリットが得られる」との答弁がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情1件について、「不採択」とすべきものと決定いたしました。継続審査分の陳情77件については、1件を「採択」、76件を「継続審査」すべきものと決定いたしました。

〔県政一般〕

次に、県政一般の特定調査について申し上げます。

観光・文化スポーツ部関係では、「スポーツ・コンベンションセンターの整備に向けた取組状況」について論議が交わされました。

まず、執行部から、設計を進めるにあたり県民への情報発信や意見を聴取する機会として、今後 10 数回にわたりスポーツ・コンベンションセンターワークショップの実施を予定しており、参加者からいただいた意見について、設計や施設の運営方法等の参考とすることとしている旨の説明がありました。

委員から、設計への意見の反映等について質問があり、「例えば、多目的広場の使い方についてのアイデアや、車椅子使用の方の意見など、参加者からの提案を設計や運営の参考としていきたい」との答弁がありました。

委員からは、「ワークショップで出た意見をしっかり設計事業者伝えてほしい」「幅広い年齢層が参加できる仕組みにしてほしい」との要望がありました。

次に、「コンストラクション・マネジメント業務委託公募型プロポーザル審査報告書」についての説明があり、県の審査会において「日建設計CM・下舞設計共同企業体」を最優秀提案者に選定したことが報告されました。

最優秀提案者の提案内容は、豊富なCM業務の実績から、建設資材価格高騰のリスク管理や設計品質の最適化を図るものであり、建設から管理・運営における具体的な費用抑制の提案が複数あったことなどが評価されたとの説明がありました。

委員からは「最優秀提案者に決定したコンストラクション・マネジメント事業者と連携をとり、CM業務の導入に対する費用対効果を出してほしい」との要望がありました。

次に、「交通量調査事業」の結果概要について説明がありました。同センターの設計にあたり、周辺の交通量を調査する必要があったため、昨年 11 月に現況の交通量を調査したところ、同センター整備地西側の臨港道路において 1 日約 2 万台の車両が通行していることが分かり、また、将来想定される最大規模のスポーツ大会やコンサート開催時の交通量を予測し、周辺の県営駐車場の利用を仮定した上で分析を行なった結果、スポーツ大会では一部交差点の右折レーンに車両の混雑が予測されましたが、コンサート時の混雑は生じない見込みであることが報告されました。

委員会としては、「様々な状況を想定した上で、交通渋滞への対応や駐車場の整備等によりしっかりと取り組んでいただきたい」と要望しました。

教育委員会及び学事法制課関係では、「魅力ある県立高校づくり及び魅力化に対する県教委の考えについて」論議が交わされました。

まず、執行部から、国が 2040 年を見据えた高校教育改革の中で取り組む改革先導拠点校の選定に係る説明がありました。委員から、県における選定基準について質問があり、「国の方向性に従って、地域産業を支える人材の育成や多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保に取り組むこと、また学校の規模等を考慮し、先導的な取組を他の学校に波及できることを基準に選定した」と答弁がありました。

委員からは、「魅力ある県立高校づくりの成果が着実に現れるよう、スクールポリシー等を形骸化させず、不断の検証・見直しを行うこと、検討に終始せず、国事業の成果を他校へ横展開するなど具体策を講じること、学校規模や地域差に依らず、「鹿児島ならではの高校教育」の実現を目指すこと」との要望がありました。

最後に、意見書の発議について申し上げます。

委員から、「子どもたちの豊かな学びの保障や、教職員の働き方改革を実現するため、教育環境の整備充実を求める意見書を国に対して提出したい」との提案がなされ、全会一致で委員会として発議することを決定いたしました。

環境厚生委員会

(委員長報告 令和8年7月8日本会議)

環境厚生委員会での審査結果等の主なものについて、御報告申し上げます。

【議案】

当委員会に付託されました議案第64号など議案8件につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

まず、議案第64号「令和8年度鹿児島県一般会計補正予算（第1号）」のうち、保健福祉部関係では、「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」に関し、支援内容について質疑があり、「業務効率化計画の作成や、地域医療に一定の貢献があるといった医療機関を対象として、業務改善や職場環境改善に資するICT機器の導入などに係る経費を支援するものである。ICT機器の例として、職員間の情報共有を図るためのスマートフォンやインカム、患者の見守り支援機器が挙げられる」との答弁がありました。

委員からは、「医療関係者から、物価や人件費の高騰など非常に厳しい声が届いているので、密に連携しながら支援に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

【請願・陳情】

次に、陳情につきましては、新規付託分の陳情5件について、4件を継続審査すべきもの、1件を不採択とすべきものと決定いたしました。継続審査分の陳情4件については、2件を継続審査すべきもの、2件を審査未了とすべきものと決定いたしました。

審査の過程の主な論議について申し上げます。

陳情第5030号ひきこもりの方々の社会復帰の支援策として居場所づくりのための施設の設置を求める陳情につきましては、「重要な問題である」として継続審査を求める意見と、「県では、関係機関での相談対応及び、ひきこもりの当事者やその家族が交流できる場の定期開催を実施しているほか、令和4年度に実施したひきこもりに関する実態調査の結果を踏まえ、関係機関による連携強化、相談体制の周知などに努めている。また、すべての市町村において、ひきこもりに関する相談窓口が設置され、一部市町においてはサロンやワークショップなど居場所づくりのための取組が実施されている。これらのことから、ひきこもりの居場所づくりに関しては一定の取組が進められていると考える」として不採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5032号など、(仮称)かごしま郡山風力発電事業に関する新規の陳情3件につきましては、当該地域にあるため池について、「ため池管理保全法」に基づく届け出の提出があり、県と鹿児島市が合同で現地調査及び測量を実施した結果、「防災重点農業用ため池」や「特定農業用ため池」には該当しないことを確認したこと、当該地域で確認されたミドリムヨウラン及びカンランを含む希少植物については事業者の現地調査に県も同行して確認しており、県においては関係部局で情報を共有するとともに、カンランの扱いについては「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく所定の手続を要すると事業者に伝えていること、事業者から県に対し、当該事業実施のための保安林解除申請書が県に提出されており、現在、森林法等の規定に基づき国などの関係機関と連携しながら、慎重に審査を行っているところであるなどの説明があり、採決の結果、いずれも継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第5022号(仮称)かごしま郡山風力発電事業の計画変更を求める陳情につきましては、「環境影響評価手続は終了している」として審査未了を求める意見と、「住民の安心・安全の確保のため、住民意見に配慮してほしいという陳情の趣旨は妥当である」として採択を求める意見があり、取扱い意見が分かれていましたが、採決の結果、審査未了とすべきもの

と決定いたしました。

【県政一般】

次に、県政一般の一般調査について申し上げます。

保健福祉部関係では、本県の認知症患者数及び若年性認知症患者数について質問があり、「令和7年10月1日時点、要介護及び要支援認定を受けている方であって、認知症の診断を受けている方が6万1,843人、若年性認知症の診断を受けている方が562人である」との答弁がありました。

委員からは、「特に若年性認知症については、生活苦にもつながる大変な病気なので、しっかりと支援していただきたい」との要望がありました。

県立病院局関係では、「県立病院在り方検討委員会の中間報告」に関し、収益確保策として挙げるコメディカルによる指導件数や救急受入件数の増加、在宅医療の実施などに取り組むための従事者確保対策について質問があり、「医師確保については、8割が鹿児島大学病院医局からの派遣であり、県立病院の現状を伝えながら引き続き派遣協力を求めている」との答弁がありました。

委員からは、「医師不足を解消することが病院を運営する上で最も重要なことであり、医師確保について、鹿児島大学との連携など、今後の対策をお願いしたい」との要望がありました。

環境林務部関係では、森林計画図簿のオープンデータ化による効果について質問があり、「これまで、森林所有者や森林経営計画を作成する方が、県に対し図簿の交付申請を行っており、昨年度は100件を超える申請があった。オープンデータ化したことで、森林所有者名といった個人情報の記載はないものの、森林の区域や現況などは誰でも把握できるようになり、データの活用が見込まれる」との答弁がありました。

委員からは、「情報を共有し、森林経営計画に迅速に反映できる大事な取組と考えるので、引き続き進めていただきたい」との要望がありました。

〈特別委員会〉

海外経済交流促進等特別委員会

(令和8年7月6日)

(調査事項)

海外経済交流の促進等に関する調査

(調査概要)

今年度の調査テーマである「海外経済交流促進等に向けた課題と多角的な取組」に関し、公益財団法人日本台湾交流協会の花木出氏と、肥薩おれんじ鉄道株式会社の迫田愛氏を参考人として招致し、日本と台湾の経済・人的・文化交流等の現状と今後の展望について、それぞれ意見聴取を行った。

また、執行部から、令和8年度における主な海外経済交流関係事業の概要等について説明を受け、これに対する質問等を行った。

〈議会運営委員会〉

(令和 8 年 6 月 25 日)

協議に先立ち、追加補正議案について、総務部長から次のとおり説明があった。

○ 本日（6 月 25 日）の本会議に予算議案 1 件を追加提案させていただきたいこと。

協議事項

1 追加補正議案の取扱いについて

協議の結果、本日（6 月 25 日）の本会議の冒頭に上程することが決定され、質疑を共産党が行うこと、質疑時間は答弁を含め 10 分以内とすること、質疑通告締切は本日（6 月 25 日）の午後 1 時までとすることが確認された。

2 本日及び 6 月 26 日の議事日程について

議事日程が了承された。

3 陳情の審査について

- 陳情第 6003 号から陳情第 6024 号の各第 1 項
県警の不祥事問題に関する陳情書（第 1 項）

【趣旨及び状況説明】

これらの陳情は、鹿児島県警の度重なる非違事案に関して、県民の代表である県議会が百条委員会を設置して真相を究明（疑惑の解明）することを求める趣旨の陳情である。

[状況説明]

令和 6 年第 4 回定例会で説明して以降の情勢変化は特にない。

【取扱い意見】

（鶴田委員）

「現時点では設置しない。総務警察委員会で引き続き審査を行うとともに、元生活安全部長の裁判の状況等を注視し、状況次第では百条委員会の設置を検討する。」とした令和 6 年第 3 回定例会以降、事情の変化が特になく、今定例会の総務警察委員会における審査や警察の各種取組など、状況の推移を引き続き見守る必要があることから、陳情第 6003 号から陳情第 6024 号の各第 1 項は、継続審査でお願いしたい。

（秋丸委員）

一貫して百条委員会の必要性を訴えておりますので、採択を主張する。

（松田委員）

諸般の事情の変化がないということもありまして、前回と一緒に継続でお願いしたい。

【審査結果】

陳情第 6003 号から陳情第 6024 号の各第 1 項の計 22 件は採決の結果、継続審査すべきものとされた。

4 次回委員会開催日時について

7月7日の午後1時に開催することとされた。

(令和8年7月7日)

協議事項

1 討論について

(1) 討論区分について

討論区分表のとおり、共産党のたいら議員から、議案5件、陳情8件の委員会審査結果について、無所属の橋口議員から陳情1件の委員会審査結果について、小川議員から陳情28件の委員会審査結果について、東議員から陳情3件の委員会審査結果について、討論を行うことが確認された。

(2) 討論時間について

議会運営委員会申合せ事項が確認され、議題の量を考慮し、共産党は30分以内、無所属の小川議員は8分以内、橋口議員、東議員は5分以内とすることが確認された。

2 議案採決区分について

議案等採決区分表が確認された。

3 請願・陳情採決区分について

請願・陳情採決区分表が確認された。

4 意見書案について

(1) 委員会提出の意見書案について

委員会提出の意見書案3件について、全会派等賛成で、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

(2) 会派提出の意見書案について

自民党が提出した「皇室の伝統に基づく安定的皇位継承の国会論議促進を求める意見書」案について、藤崎委員が趣旨説明を行った後、取扱いについて協議を行った。

藤崎議員が提案理由説明を行うこと、県民連合、共産党、無所属の東議員、いわしげ議員、小川議員、橋口議員、平原議員が反対し、発議者は自民党の議会運営委員とすること、質疑はなく、県民連合、共産党、無所属の東議員、いわしげ議員が反対討論を行うこと、討論時間は議題の量、性格を考慮し、各会派等、概ね5分以内とすること、採決方法は起立採決とすることが確認された。

5 議員派遣の件について

「令和8年度九州各県議会議員交流セミナー」、「女性議員研究交流大会」、「広報委員会による議会広報活動」への議員派遣について、全会派等賛成で、提案理由説明、質疑・討論はなく、採決方法は簡易採決とすることが確認された。

6 閉会中の継続審査事件について

① 議会運営に関する事項について

② 議長の諮問に関する事項について

とすることが決定された。

7 7月8日の議事日程について

事務局から議事日程について説明があり了承された。

8 令和8年第3回定例会の会期日程案（見込み）について

総務部長から次期定例会の招集日の見込みは9月11日頃との説明があり、同日が開会日となった場合の会期日程案（見込み）が事務局から提示された。

最終的な日程案の協議は、開会1か月前の議会運営委員会で行うが、提示した案を見込みの会期日程案として、公表することが了承された。

なお、開会1か月前の議運については、正式には開催通知により案内するが、現時点では、8月7日（金）頃の予定とされた。

9 その他

秋丸委員から、今回の本会議の一般質問の中で、当局の答弁に正確さに欠ける点があり、その旨を当局に伝えたところ、おっしゃる通りですとの返事があった。議場における当局の答弁に対する発言訂正については、当局からの訂正申出書があり、議長はそれを見られるが、我々（議員）は、どこでどういう訂正があったかわからない状況である。令和5年に私が一般質問したときにも、答弁に関してちょっと違うのではないかという話をし、結果、翌日の本会議冒頭で、当時の山本総務部長が発言訂正されたこともあったので、当局の発言訂正についてと、訂正内容を各議員に共有できないかについて、2点説明をお願いしますとの発言があった。

議事課長から、執行部の発言訂正の根拠は、会議規則64条に「発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない」とあり、執行部の発言についても、議員に準じた取り扱いになっている。つまり、本会議の会期中に限り、議長の許可を得て訂正が可能。訂正を本会議中に発言をして行う場合、または、後日、発言訂正の申出書を提出して、議長の許可を得て訂正をする場合がある。いずれの場合も、訂正は、字句に限り、発言の趣旨を変更することができないとなっている。発言訂正申出書を議員に共有できないかについては、検討していきたいとの説明があった。

秋丸委員から、発言の訂正は、会期中に限られるため、最終本会議の日でも可とされる。場合によっては、発言訂正申出書で済む話なのか、それとも、中身が変わってくる、あるいは、次の質問に関わってくるようなものであれば、当然議場で訂正をしなければならないと思うので、そのやりとりのタイミング等、当局と整理をしていただきたいとの要望があった。